

**貸借対照表**  
(2023年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
流动資産	34,620	流动負債	16,368
現金及び預金	7,318	支払手形	589
受取手形	1,466	電子記録債務	5,297
電子記録債権	1,639	買掛金	4,656
売掛金	13,169	短期借入金	3,830
商品及び製品	6,141	リース債務	4
仕掛品	695	未払金	956
原材料及び貯蔵品	2,739	未払法人税等	286
前渡金	67	未払費用	89
前払費用	117	前受金	36
短期貸付金	1,005	預り金	104
未収入金	235	賞与引当金	467
その他	25	クレーム処理引当金	49
固定資産	20,891	固定負債	12,957
有形固定資産	12,427	長期借入金	700
建物	3,300	リース債務	8
構築物	143	繰延税金負債	225
機械及び装置	267	再評価に係る繰延税金負債	1,009
車両運搬具	3	退職給付引当金	9,644
工具、器具及び備品	191	預り保証金	1,159
土地	8,494	資産除去債務	94
建設仮勘定	25	役員株式給付引当金	83
無形固定資産	218	関係会社事業損失引当金	20
ソフトウエア	195	その他	12
リース資産	11	<b>負債合計</b>	<b>29,325</b>
その他	12	<b>【純資産の部】</b>	
投資その他の資産	8,246	株主資本	22,173
投資有価証券	4,051	資本金	8,640
関係会社株式	2,888	資本剰余金	1,909
出資金	18	資本準備金	1,909
関係会社出資金	779	利益剰余金	12,437
長期貸付金	7	利益準備金	250
その他	501	その他利益剰余金	12,186
<b>資産合計</b>	<b>55,512</b>	繰越利益剰余金	12,186
		自己株式	△813
		評価・換算差額等	4,013
		その他有価証券評価差額金	1,912
		土地再評価差額金	2,100
		<b>純資産合計</b>	<b>26,187</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>55,512</b>

**損益計算書**  
(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	48,642
売上原価	35,605
売上総利益	13,036
販売費及び一般管理費	10,249
営業利益	2,787
営業外収益	
受取利息	25
受取配当金	276
受取賃貸料	162
保険配当金	20
為替差益	102
その他	65
	653
営業外費用	
支払利息	52
貸与資産減価償却費	107
その他	21
	181
	3,259
特別利益	
固定資産売却益	23
投資有価証券売却益	10
貸倒引当金戻入益	31
	66
特別損失	
固定資産除売却損	3
関係会社株式評価損	601
関係会社事業損失引当金繰入額	8
棚卸資産廃棄損	105
	718
税引前当期純利益	2,607
法人税、住民税及び事業税	704
法人税等調整額	4
当期純利益	708
	1,898

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ② 棚卸資産

総平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法

ただし、建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

・市場販売目的のソフトウェア

原則として3年以内の見込販売数量に基づく償却額（残存有効期間均等配分額以上）を計上する方法によっております。

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

##### ④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与支出に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

##### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

#### イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

#### ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間とする定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

##### ④ クレーム処理引当金

製品の不具合による無料点検・交換等に備えるため、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

##### ⑤ 関係会社事業損失引当金

業績不振の関係会社等への今後の支援に伴う損失に備えるため対象会社の財政状態及び経営成績を勘案して必要な額を引当計上しております。

#### ⑥ 役員株式給付引当金

取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬制度に係る信託による当社株式の交付に備えるため、役員株式給付規程に基づき、取締役に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社は、次の5ステップアプローチに基づき、約束した製品または役務を顧客に移転し、顧客が当該製品または役務に対する支配を獲得した時に収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社は、照明機器の製造販売及び光・環境機器等の製造販売を主な事業としております。これらの製品の販売については、通常、製品の引渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡し時点等で収益を認識しております。なお、国内販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項に規定の出荷基準等の取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

収益は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引きおよび割戻し等を控除した収益に重大な戻入れが生じない可能性が高い範囲内の金額で算定しております。なお、約束された対価は、履行義務の充足時点から主として1年以内に回収しており、重大な金融要素は含まれておりません。

工事契約に関して、期間がごく短い工事を除き、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。又、一時点で充足される履行義務については、工事完成時に収益を認識しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しております。契約の初期段階において履行義務の進捗度を合理的に見積ることができない場合については原価回収基準（代替的取扱い）に従っております。

#### (5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

#### (6) ヘッジ会計の方法

##### ① 繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法

為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を充たしている場合には、振当処理を、また、金利変動リスクのヘッジについて金利スワップの特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

##### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
・為替予約	製品輸出による外貨建売上債権、原材料輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定期取引
・金利スワップ	変動金利建ての借入金利息

##### ③ ヘッジ方針

内規に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 会計上の見積りにより当該事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの  
当社の有形無形固定資産の減損の認識の判定
- (2) 当事業年度の計算書類に計上した金額  
照明事業、光・環境事業の有形無形固定資産 12,645百万円  
減損損失 一千万円 (処分予定資産・遊休資産に係るものを除く)
- (3) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- ① 算出方法  
当社は、事業に供している資産については事業単位を基準としてグルーピングを行っており、そこに含まれる個別の事業について事業撤退の決定等があった場合にはその処分予定資産、遊休資産について個別物件単位にグルーピングしております。  
当事業年度において、当社の照明事業、光・環境事業の有形無形固定資産12,645百万円に係る資産グループについて、土地の一部に時価が著しく下落しているものがあることから、減損の兆候が生じていると判断しましたが、減損損失の認識の判定において、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていることから、減損損失を認識しておりません。  
割引前キャッシュ・フローの見積りは、翌年度は取締役会で承認された当社の損益計画、2年目以降については長期平均成長率の範囲内で見積もった成長率に基づいて行っています。
- ② 主要な仮定  
将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、損益計画の基礎となる需要予測に基づいた事業部別売上高、売上総利益率及び損益計画後の成長率であります。
- ③ 翌事業年度に与える影響  
重要な仮定である事業部別売上高、売上総利益率及び損益計画後の成長率は、見積の不確実性が高く、将来の不確実な経済条件などにより仮定が変動した場合には、翌事業年度の計算書類に影響が生じる可能性があります。

## 3. 追加情報に関する注記

(新型コロナウイルス感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の影響が翌期に及ぶことを想定していますが、徐々に収束し業績の極度の下落は生じない仮定を置いて、繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。

## 4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 19,050百万円
- (2) 関係会社に対する金銭債権債務  
短期金銭債権 4,044百万円  
短期金銭債務 5,199百万円
- (3) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- ・再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法によって算出した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。
- ・再評価を行った年月日 2000年3月31日
- ・再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 1,898百万円

## 5. 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高
- (1) 売上高 6,299百万円
- (2) 仕入高 15,672百万円
- (3) 営業取引以外の取引高 2,277百万円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式	480千株	1千株	10千株	471千株

- (注) 1. 当事業年度末の自己株式には、株式給付信託（B B T）が保有する当社株式64千株が含まれております。  
 2. 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取り1千株によるものであります。  
 3. 自己株式の株式数の減少は、役員の退任に伴い株式給付信託（B B T）が保有する当社株式の給付7千株及び当社株式の処分3千株によるものであります。

## 7. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	143百万円
関係会社株式評価損	300百万円
投資有価証券評価損	11百万円
退職給付引当金	2,951百万円
その他	411百万円
繰延税金資産小計	3,816百万円
評価性引当額	△3,184百万円
繰延税金資産合計	631百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△840百万円
その他	△17百万円
繰延税金負債合計	△857百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△225百万円

### (2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度より単体納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。この適用による影響はないものとみなしております。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### 親会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	コスモホールディングス株式会社	被所有 直接87.7%	当社事業の支援	資金の借入 (注) 1	3,000	短期借入金	3,000

### 子会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社アイ・ライティング・システム	所有 直接100.0%	当社照明機器の一部を製造 役員の兼任	商品の購入 (注) 2	9,969	買掛金	1,118
				固定資産賃貸料の受取 (注) 3	91	—	—
子会社	アイグラフィックス株式会社	所有 直接100.0%	当社光・環境機器の一部を販売 役員の兼任	製品の販売 (注) 2	2,867	売掛金	1,181
子会社	アイ・ライティング・インターナショナル・オブ・ノースアメリカ・インク	所有 直接100.0%	当社照明機器の一部を製造、販売 役員の兼任	製品の販売 (注) 2	316	売掛金	588
				資金の貸付 (注) 4	801	短期貸付金	801
				利息の受取 (注) 4	20	—	—

### 取引の条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の借入については、市場金利及び取引条件等を勘案して利率を合理的に決定しており、事業の運転資金として親会社より直接借入れしております。
2. 製品の販売及び商品の購入については、市場価格を勘案して毎期交渉の上、決定しております。
3. 固定資産の賃貸料については、減価償却費等の経費を勘案して決定しております。
4. 資金の貸付及び利息の受取については、市場金利及び取引条件等を勘案して利率を合理的に決定しており、事業の運転資金として当社より直接貸付けしております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額  
(2) 1株当たり当期純利益

3,562円72銭  
258円39銭

## 10. 重要な後発事象に関する注記

(株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更について)

当社は、2023年4月17日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、2023年5月22日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に、第1号議案「株式併合の件」及び第2号議案「定款一部変更の件」をそれぞれ付議することを決定いたしました。

### 1. 株式併合について

#### (1) 株式併合の目的

2023年2月6日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、The Carlyle Group（関係会社及びその他の関連事業体を含め、以下「カーライル」といいます。）がその持分の全てを保有・運用する Lux Holdings, L.P.（以下「カーライル・ファンド」といいます。）の完全子会社であるコスモホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2023年2月6日に、東京証券取引所プライム市場に上場している当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式（なお、当社の「株式給付信託（BBT）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式（以下「BBT所有株式」といいます。）を除きます。以下、当社が所有する自己株式について同じです。）を除きます。）を取得することにより、当社を非公開化することを目的とした取引の一環として、当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定しております。

そして、2023年3月23日付当社プレスリリース「コスモホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、公開買付者は、2023年2月7日から2023年3月22日までの間、本公開買付けを行い、その結果、2023年3月29日をもって、当社株式6,482,759株（所有割合（注1）87.42%）を保有するに至りました。

（注1）「所有割合」とは、当社が2023年2月6日付で公表した「2023年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「当社決算短信」といいます。）に記載された2022年12月31日現在の当社の発行済株式総数（7,821,950株）から、同日現在当社が所有する自己株式数（405,909株。なお、当該自己株式数には、BBT所有株式64,650株は含まれません。以下、当社が所有する自己株式について同じです。）を控除した株式数（7,416,041株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じです。

上記のとおり本公開買付けは成立いたしましたが、公開買付者は、本公開買付けにおいて当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式（当社の株式給付信託（BBT）の所有分を除きます。）を除きます。）を取得できなかったことから、当社に対して、当社の株主を公開買付者のみとするため、株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）の実施を要請いたしました。そのため、当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社株式900,000株を1株に併合する本株式併合を実施いたします。本株式併合により、公開買付者以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

#### (2) 株式併合の要旨

##### ① 株式併合の日程

ア 臨時株主総会基準日公告日	2023年3月28日（火）
イ 臨時株主総会基準日	2023年4月12日（水）
ウ 取締役会決議日	2023年4月17日（月）
エ 臨時株主総会開催日	2023年5月22日（月）（予定）
オ 整理銘柄指定日	2023年5月22日（月）（予定）
カ 当社株式の最終売買日	2023年6月8日（木）（予定）
キ 当社株式の上場廃止日	2023年6月9日（金）（予定）
ク 本株式併合の効力発生日	2023年6月13日（火）（予定）

② 株式併合の内容

ア 併合する株式の種類

普通株式

イ 併合比率

2023年6月13日（予定）をもって、2023年6月12日（予定）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様の所有する当社株式900,000株を1株に併合いたします。

ウ 減少する発行済株式総数

7,350,204株

(注) 当社は、本取締役会において、2023年6月12日付で、当社の自己株式471,738株（2023年3月31日時点の自己株式407,088株及び2023年6月12日までに当社が無償取得する予定の当社の株式給付信託（BBT）の所有分である64,650株の合計）を消却することを決議いたしましたので、「減少する発行済株式総数」は当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

エ 効力発生前における発行済株式総数

7,350,212株

(注) 当社は、本取締役会において、2023年6月12日付で、当社の自己株式471,738株（2023年3月31日時点の自己株式407,088株及び2023年6月12日までに当社が無償取得する予定の当社の株式給付信託（BBT）の所有分である64,650株の合計）を消却することを決議いたしましたので、「効力発生前における発行済株式総数」は当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

オ 効力発生後における発行済株式総数

8株

カ 効力発生日における発行可能株式総数

32株

キ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

(a) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、公開買付者以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は、1株未満の端数となる予定です。本株式併合の結果生じる1株に満たない端数につきましては、その合計数（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を端数が生じた株主の皆様に交付いたします。当該売却について、当社は、当社株式が2023年6月9日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性はほとんど期待できること、本株式併合が、当社株式を非公開化するために行われるものであり、かかる目的との関係では公開買付者が端数相当株式の買受人となるのが整合的であること、及び当社において自己株式数を増加させる必要も存しないことなどを踏まえて、当社は会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当該端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様の所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である4,460円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。

(b) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称

コスモホールディングス株式会社（公開買付者）

(c) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

本意見表明プレスリリースに記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けの決済の開始日の2営業日前までにカーライル・ファンドから130億円の出資を受けるとともに、本公開買付けの決済の開始日の1営業日前までに株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）から209億円の借入れを受けることを予定しているところ、当社は、カーライル・ファンドからの出資に関する出資証明書及び三井住友銀行からの借入れに関する融資証明書を確認することによって公開買付者の資金確保の方法を確認しております。

また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。したがって、当社は、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いのための資金を確保する方法についても相当であると判断しております。

(d) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却について、2023年6月下旬を目途に裁判所に許可を求める申立てを行うことを予定しています。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動しますが、同年7月上旬を目途に裁判所の許可を得て、2023年7月下旬を目途に公開買付者に売却し、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様に迅速かつ円滑に交付するための準備を行った上で、2023年9月中旬を目途に株主の皆様に端数相当株式の売却代金を交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合と同様にスクイーズアウト手続きとして行われる株式併合の他社事例における裁判所に許可を求める申立て、裁判所の許可の取得及び当該売却に係る代金を交付するための期間、当社のために当該売却に係る代金の交付を行う当社の株主名簿管理人との協議、並びに公開買付者による当該売却に係る代金の支払のための資金の準備状況及び確保手段を踏まえて、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われる見込みがあり、また、当該売却により得られた代金の株主への交付が行われる見込みがあるものと判断しております。

## 2. 単元株式数の定めの廃止について

### (1) 廃止の理由

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は8株となり、単元株式数を定める必要性がなくなることによるものです。

### (2) 廃止予定日

2023年6月13日

### (3) 廃止の条件

本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案及び単元株式数の定めの廃止に係る定款の一部変更に関する議案（下記「3. 定款一部変更について」をご参照ください。）が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件といたします。

## 3. 定款一部変更について

### (1) 定款変更の目的

- ① 本株式併合にかかる議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は32株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第5条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- ② 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は8株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数等）及び第8条（単元未満株主の売渡請求）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第5条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>2,390万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当会社の発行可能株式総数は、32株とする。
第6条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)
<u>(単元株式数等)</u> <u>第7条 当会社は100株をもって単元株式数とし、株主総会における議決権は、法令で議決権を有さない旨を定める場合のほかは、1単元につき1個とする。</u> <u>2. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てを受ける権利</u> <u>(4) 次条に掲げる権利</u>	(削除)
<u>(単元未満株主の売渡請求)</u> <u>第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当会社に対し売渡すことを請求（以下「売渡請求」という。）することができます。この請求があった場合において、当会社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当会社はこの請求に応じないことができる。</u> <u>2. 売渡請求をすることができる期間、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規程による。</u>	(削除)
第9条～第45条 (条文省略)	第7条～第43条 (現行どおり)

(3) 定款変更の日程

2023年6月13日（火）（予定）

(4) 定款変更の条件

本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件といたします。

(自己株式の消却について)

当社は、2023年4月17日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、当社の自己株式を消却することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、2023年5月22日開催予定の臨時株主総会において、株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。

1. 消却する株式の種類

普通株式

2. 消却する株式の数

471,738株（消却前の発行済株式の総数に対する割合6.03%）

3. 消却予定日

2023年6月12日